

平成16年4月26日

保護者各位

三輪崎小学校

気象警報発令時の登下校について

新宮市教育委員会において「警報時における児童等に関する措置」が下記のように定められていますので、お知らせいたします。

1. 県南部に「暴風警報」か「大雨警報」のどちらかが発令された時

(1) 児童の登校前に発令された時

登校の時点で発令中の時は、午前8時まで自宅待機させる。
午前8時の時点で発令中の時は、午前中は登校させない。
午前11時の時点で発令中の時は、午後も登校させない。
午前11時の時点で解除の時は、昼食を済ませ午後1時15分までに登校させる。

(その時の状況により、適切に対応する。)

(2) 児童の登校後に発令された時

教育委員会からの指示に従って、学校で対応します。
(児童を帰宅させるか、学校で待機させるか判断します。)
児童を帰宅させた後、警報が解除されても登校させないで下さい。

2. 上記以外の「警報」が発令された時

その時の様子が地域によって異なる場合も考えられますので、その時の状況に応じて学校長が判断の上、適切に措置して教育委員会へ連絡します。

3. その他

登校時に緊急事態が発生または発生の恐れのある時は、学校への情報の提供をお願い申し上げます。

(道路への冠水・道路の陥没など)

警報発令前でも、学校長の状況判断によって、児童の安全を考え、下校させる場合があります。